

○精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則

平成一九年三月二九日

仙台市規則第四〇号

改正 平成二七年三月規則第四八号

(趣旨)

第一条 この規則は、精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十九年仙台市条例第三号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告時期等)

第二条 条例第二条の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期に、保健所の支所のうち当該報告に係る精神科病院の所在地を所管するものの長及び保健所長を経由して行わなければならない。

- 一 入院後一年以上経過している任意入院者に係る報告 当該任意入院者が入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月
- 二 入院後六月を経過するまでの間に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十六条第三項に規定する行動の制限を受け、又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限された任意入院者（前号に該当する者を除く。）に係る報告 当該任意入院者が入院した日の属する月の翌月を初月として六月を経過する月

(平二七、三・改正)

(審査)

第三条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該報告を受けた事項を仙台市精神医療審査会に通知し、当該報告に係る任意入院者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

(実施細目)

第四条 この規則の実施細目は、健康福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平二七、三・改正）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。